浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　市長は、地域における自主的な防犯活動を促進するため、自主的な防犯活動の一環として地区自治会連合会が防犯カメラを設置する事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ　見守り空白地帯の解消を目的として、第３号に定める公共空間に向けて特定の場所に継続的に設置し、及び撮影するビデオカメラ

(2) 自治会　当該地域の発展及び福祉の向上を図ることを目的として、町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(3) 公共空間　道路、地下道、公園（自治会等が管理するものを含む）又は広場（自治会等が管理するものを含む）その他国又は地方公共団体が公衆の通行の用に供するために管理する、不特定多数の者が自由に通行できる空間等

(4) 地区自治会連合会　浜松市自治会連合会規約第１６条第１項に定める地区自治会連合会をいう。

（補助事業者）

第３条　補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）　とする。

(1) 地区自治会連合会であること。

(2) 補助事業者が市税の課税対象者である場合、市税を完納していること。

(3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあっては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

（補助対象事業）

第４条　補助の対象は、補助事業者が第２条第１号に定義する防犯カメラを設置する事業で、次の各号に定める要件をいずれも満たすものとする。

(1) 地区自治会連合会が新たに購入し、設置するものであること。

(2) 補助事業者において、次の項目を含む防犯カメラの管理運用規定が申請までに定められていること

ア　設置場所

イ　管理責任者等の指定

ウ　画像データの保存期間
エ　画像データを記録した記録媒体の保管方法及び消去方法
オ　画像の利用、閲覧及び提供の制限
カ　問い合わせ、苦情等への対応
キ　管理運用規定の周知に関すること

(3) 補助事業者又は設置場所の自治会長が、以下の事項について責務を負うこと。
ア　苦情、権利等の争い及び当該補助事業により問題が生じた際は、補助事業者の責任により解決すること。
イ　設置場所の所有者等の権利者から、防犯カメラの移設を求められた際は、速やかに自己負担により移設の工事を実施するとともに、第１７条に定める申請をすること。

(4) カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されていること及び設置者等の名称を明確かつ適切な方法で表示すること。

(5) 設置について設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該権利を有する者を含む。以下同じ。）及び自治会の同意を得ていること。

(6) 第１２条第３号に定める写真を市が広報等で使用することを承諾すること。

(7) 設置について法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けていること

(8) 静岡県又は市の他の助成事業による補助対象とならないこと。

(9) 静岡県が策定した「プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守すること。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 防犯カメラ購入及び設置に要する経費

(2) 第４条第４号に定める表示の製作及び設置に要する経費

（補助金の額）

第６条　補助率、上限額及び上限台数については、別表に掲げるとおりとし、補助対象経費の実支出額から別表に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第７条　補助事業者は、市長が定める期日までに、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に定める書類を添えて事業開始の前までに市長に提出しなければならない。

(1) 第４条第２号に定める防犯カメラの管理運用規定

(2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
(3) 補助対象経費に掛かる見積書の写し
(4) 同意書（第２号様式）の写し
(5) 市税の納付又は納入の状況についての確認に関する同意書（第３号様式）（ただし、補助事業者が課税対象者の場合に限る。）
(6) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあっては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第４号様式）
(7) 暴力団排除に関する補助事業者の宣誓書（第５号様式）
(8) 設置場所の所有者の同意書又は許可書
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定等）

第８条　市長は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第６条第１項の規定により補助事業者に対して、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付し、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付決定通知書（第６号様式）により補助事業者に通知するものとする。
(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議をし、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

２　市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨を浜松市防犯カメラ設置事業費補助金不交付通知書（第７号様式）により補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の審査の際、必要と認めるときは現地調査をすることができる。

（申請の取下げ）

第９条　補助事業者は、前条第１項の通知を受ける前に申請の取下げをする場合、又は規則第８条第１項の規定による取下げをする場合は、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付申請取下げ届（第８号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第１０条　第８条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ浜松市防犯カメラ設置事業費補助金変更承認申請書（第９号様式）を市長に提出なければならない。

（変更、中止又は廃止の承認）

第１１条　市長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第１０号様式）により補助事業者に通知するものとし、変更により補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨を浜松市防犯

カメラ設置事業費補助金不交付通知書（第７号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、当該年度の２月末日までに浜松市防犯カメラ設置事業実績報告書（第１１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 ただし、補助事業が予定の期間内に完了しない特別の理由がある場合には、同報告書の提出期限を３月１４日（閉庁日の場合はその前日）までとすることができる。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 防犯カメラにより撮影した映像の静止画の写し等、防犯カメラにより撮影した映像が分かるもの

(3) 防犯カメラの設置状況及び第４条第４号に定める表示が分かる写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

第１３条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付確定通知書（第１２号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１４条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに浜松市防犯カメラ設置事業費補助金請求書（第１３号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１５条　市長は、前条の補助金の請求書が提出された日から３０日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第１６条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用をしたとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

２　市長は、前項及び規則第１７条第１項の規定により、補助金の交付の決定を取り消す場合は、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付決定取消し通知書（第１４号様式）により通知するものとする。

（移設又は撮影範囲の変更）

第１７条　補助事業者は、補助事業により取得した防犯カメラ等について、自主的な防犯活動の促進のために移設又は撮影範囲の変更をする場合は、事前に防犯カメラ移設（撮影範囲変更）申請書（第１５号様式）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、防犯カメラを設置した日から６年を経過した場合は、この限りではない。

(1) 防犯カメラの撮影範囲を示した図面

(2) 防犯カメラの設置場所がわかる図面（移設をする場合に限る）

(3) 同意書（第２号様式）の写し（移設をする場合に限る）

(4) 設置場所の所有者の同意書又は許可書（移設をする場合に限る）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

（移設又は撮影範囲の変更の承認等）

第１８条　市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、速やかに内容を審査し、承認をする場合は、防犯カメラ移設（撮影範囲変更）承認通知書（第１６号様式）により補助事業者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査において、承認をしない場合は、その旨を防犯カメラ移設（撮影範囲変更）不承認通知書（第１７号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第１９条　補助事業者は、補助事業により取得した防犯カメラ等について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、防犯カメラを設置した日から６年を経過した場合は、この限りではない。

２　市長は、前項の規定により、補助事業者が市長の承認を得て当該財産を処分したことにより利益が生じたときは、当該利益の全部又は一部に相当する額を納付させるものとする。

（書類の整備等）

第２０条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から１０年間保存しておかなければならない。

（その他）

第２１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年９月１日から施行し、令和４年度から令和６年度までの補助金に適用する。

別表（第６条関係）

補助率	上限額	上限台数
補助対象経費の２分の１	防犯カメラ１台につき １０万円	１自治会につき２台